厚木市新たに住民税均等割のみ課税となる世帯緊急支援給付金支給事業実施

要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税均等割のみ課税されている世帯の生活を守るため、臨時的な措置として実施する新たに住民税均等割のみ課税となる世帯緊急支援給付金支給事業について、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において「新たに住民税均等割のみ課税となる世帯緊急支援給付金」とは、前条の目的を達するために、厚木市（以下「市」という。）によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第３条　新たに住民税均等割のみ課税となる世帯緊急支援給付金の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する世帯の世帯主とする。

(1) 令和６年６月３日（以下「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている世帯主（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第８条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）の属する世帯

(2) 同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和６年度市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の所得割が課されていない者又は厚木市市税条例（平成12年厚木市条例第22号）第20条の規定により市民税所得割を免除された者である世帯

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯は、支給要件を満たさないものとする。

(1) 令和６年度市町村民税の均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯

(2) 租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税の所得割が課されていない者を含む世帯

(3) 厚木市物価高騰緊急支援給付金支給事業実施要綱（令和５年11月30日施行）及び厚木市住民税均等割のみ課税緊急支援給付金支給事業実施要綱（令和６年４月30日施行）の支給対象となる世帯

（支給額）

第４条　前条第１項の規定により支給対象者に対して支給する新たに住民税均等割のみ課税となる世帯緊急支援給付金の額は、１世帯当たり10万円とする。

（申請・受給権者）

第５条　新たに住民税均等割のみ課税となる世帯緊急支援給付金の受給権者は、第３条に規定する支給対象者とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいるときには、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。

２　第３条第１項各号に該当する世帯のうち、配偶者その他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別表のとおりとする。

（支給等の方式）

第６条　新たに住民税均等割のみ課税となる世帯緊急支援給付金の支給を受けようとする者は、令和６年度住民税均等割のみ課税世帯緊急支援給付金確認書（以下「確認書」という。）又は令和６年度住民税均等割のみ課税世帯緊急支援給付金申請書（口座振込依頼書）（以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

２　確認書の提出は郵送により行い、申請書による申請に基づく支給は次に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第３号に掲げる申請方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第１号又は第２号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式　支給対象者が申請書を郵送により市に提出し、市が支給対象者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式　支給対象者が申請書を市の窓口に持参することにより提出し、市が支給対象者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式　支給対象者が申請書を郵送により、又は市の窓口に持参することにより市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

３　支給対象者は、第１項の規定による申請に当たり、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を市に提出し、又は提示すること等により、支給対象者本人による申請であることを証する。

（代理による申請等）

第７条　受給権者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、原則として次に掲げるものに限るものとする。

(1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）

(3) 親族その他平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

２　代理人が確認書の提出をするときは確認書の委任欄への記載を、支給の申請をするときは申請書の委任欄への記載を行うものとする。この場合において、市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

３　市は、代理人が第１項第１号に掲げる者にあっては住民基本台帳により、同項第２号及び第３号に掲げる者にあっては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（申請期限等）

第８条　新たに住民税均等割のみ課税となる世帯緊急支援給付金の申請受付開始日又は確認書若しくは申請書（以下「確認書等」という。）の提出期限は、市長が別に定めるものとする。

（支給決定）

第９条　市長は、第６条の規定により確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し新たに住民税均等割のみ課税となる世帯緊急支援給付金を支給する。

（新たに住民税均等割のみ課税となる世帯緊急支援給付金の支給等に関する周知等）

第10条　市長は、本事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請方法、申請受付期間等の事業の概要について、市ホームページ、広報紙への掲載その他の方法により市民への周知を行うものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第11条　市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、受給権者から第８条に規定する提出期限までに第６条の規定による確認書等の提出又は申請が行われなかった場合は、支給対象者が新たに住民税均等割のみ課税となる世帯緊急支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

２　市長が第９条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等の事由により支給できなかった場合において、市が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第12条　市長は、偽りその他不正の手段により新たに住民税均等割のみ課税となる世帯緊急支援給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った新たに住民税均等割のみ課税となる世帯緊急支援給付金の返還を求めることができる。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第13条　新たに住民税均等割のみ課税となる世帯緊急支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

附　則

この要綱は、令和６年６月20日から施行する。

別表（第５条関係）

１　配偶者その他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

次の各号のいずれにも該当していることを申し出た者（以下「申出者」という。）が基準日において市の住民基本台帳に記録されていない場合であっても、市における申請・受給権者とする。

(1) 次のいずれかの者に該当していること。

ア　配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第52号）第９条に規定する女性相談支援センター（以下「女性相談支援センター」という。）の一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第１項に規定する女性自立支援施設の入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）等、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において市の住民基本台帳に記録されていないもの

イ　親族からの暴力等を理由に避難し、自宅には帰れない事情を抱えている者

(2) 次のいずれかの要件を満たしていること。

ア　申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第２項に規定する接近禁止命令又は同法第11条第１項に規定する退去等命令が出されていること。

イ　女性相談支援センターによる配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（女性相談支援センターにより発行される配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書と同様の内容が記載された証明書を含む。以下「証明書」という。）が発行されていること。この場合において、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）、行政機関又は関係機関と連携してＤＶ被害者支援を行っている民間支援団体（地域ＤＶ協議会参加団体及び補助金等交付団体等）が発行した確認書も、証明書と同様のものとして取り扱う。

ウ　基準日の翌日以降に市の住民基本台帳に記録され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

エ　アからウまでに掲げるほか、申出者と住民基本台帳上の世帯との間に生活の一体性がないと認められること（女性自立支援施設等に申出者が児童と共に入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されているときなど、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができるものを含む。）。

２　措置入所等児童の取扱い

基準日において、次の各号のいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を超えて在学している場合を含む。）及び第６号における母子生活支援施設の入所者に限る。以下同じ。）については、市における申請・受給権者とする。

(1) 児童福祉法第27条第１項第３号の規定により同法第６条の３第８項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第６条の４に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第６条に規定する保護者をいう。次号において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、２月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）

(2) 児童福祉法第27条第１項第３号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第２項の規定により同法第６条の２の２第３項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第１項第３号若しくは第27条の２第１項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の２に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、２月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、２月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）

(3) 身体障害者福祉法第18条第２項若しくは知的障害者福祉法第16条第１項第２号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第５条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（２月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第１項ただし書の規定により同法第38条第２項に規定する救護施設、同条第３項に規定する更生施設若しくは同法第30条第１項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する女性自立支援施設に入所している児童（２月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(5) 児童福祉法第25条の７第１項第３号の規定により同法第６条の３第１項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（２月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあっては、同法の規定及び社会的養護自立支援事業等の実施について（平成29年3月31日雇児発0331第10号）により、入居している者に限る。）

(6) 児童福祉法第23条第１項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所している者（２月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

３　入所措置等が採られている障がい者・高齢者の取扱い

次の各号のいずれかに該当する者（以下「措置入所等障がい者・高齢者」という。）であって、基準日において、市の住民基本台帳に記録されているものについては、市における申請・受給権者とする。ただし、市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課から新たに住民税均等割のみ課税となる世帯緊急支援給付金担当課に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障がい者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障がい者・高齢者を申請・受給権者とする。

(1) 身体障害者福祉法第18条第１項若しくは第２項又は知的障害者福祉法第15条の４若しくは第16条第１項第２号の規定による措置が採られている者（措置が採られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（２月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

(2) 老人福祉法第10条の４第１項及び第11条第１項の規定による入所等の措置等が採られている者（２月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

４　ホームレス等の取扱い

ホームレスの者又は事実上インターネットカフェに寝泊まりしている者であって、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていないものについて、基準日の翌日以降、市において住民基本台帳に記録されたときは、市における申請・受給権者とする。

５　無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると市に申し出たものについて、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、市における申請・受給権者とする。